

継続企業の前提に係るわが国の開示と 監査の制度および実務の展開 — 2002年の監査基準改訂とその後 —

那 須 伸 裕

1. 問題の所在と本論文の目的

監査基準や開示に関する規則等が改訂・改正される目的の一つとして開示や監査の制度に基づく実務と財務諸表や監査報告書などの利用者（以下、「利用者」という。）の期待の間に生じるギャップ、すなわち期待ギャップの解消がある。近年の期待ギャップ解消を目的とした改訂の典型例として、継続企業（going concern）の前提（以下、「GC」という。）に関する事象や状況等の識別、評価、開示及び監査の問題が挙げられる。

GCは、例えば以下のように定義されている。

「現代の財務会計では、企業の破産や清算を前提とせず、継続企業を前提として会計理論や会計処理基準が構築されている。継続企業を前提とすることにより、一定期間ごとに企業の財政状態や経営成績を報告する期間損益計算が要請されることになる。」（平松2001, 277）

企業は事業の継続を前提とした会計や開示の基準を適用しているため、GCが失われれば会計処理が適切ではなく、財務諸表が当該企業の実態を表わさなくなる可能性が生じる¹⁾。加えて、企業の存続可能性の有無は利用者にとって最大の関心事である。利用者は、開示書類の作成者（以下、「作成者」という。）と監査人に対して、GCという重要な事象や状況に関する情報を提供するよう期待する。作成者と監査人がそれらの期待にどこまで応えるか、応えることができるかということは開示や監査の実務において重要な課題である。期待ギャップの解消のためには、利用者、作成者及び監査人にとってGCに関する事象等の識別、評価及び開示のための基準やルールなどが整備され、共通の基盤が構築される必要がある。

わが国においては、2002年の監査基準改訂（以下、「2002年改訂」という。）にあたって、GCに関する監査の規定が監査基準（以下、「2002年改訂基準」という。）に定められたほか開示規則が設けられ、2003年3月期にかかる決算から適用された。当該監査の規定はその後、国際的な基準との整合性確保等を目的として2009年4月に重要な改訂（以下、「2009年改訂」という。）が行われ、現在に至っている。

本論文では、GCに関する事象又は状況への対応が作成者及び監査人によって異なり、開示

や監査報告書の記載内容に差異が生じるという2002年改訂前までに明らかになっていた課題が、2002年改訂あるいは2009年改訂を経て解消したのかについて制度の整備状況とそれらに基づく開示と監査の実務の観点から検討することを目的とする。

2. 先行研究と本論文の視点

2.1 わが国における制度制定前の課題と制度の制定・改訂に関する先行研究

2002年改訂前の規則等の下では、作成者が「重要な後発事象」あるいは「追加情報」の項目にGCに関する情報（以下、「GC情報」という。）を記載し、監査人が監査報告書の特記事項の記載区分にGCに関する事項を記載していた。しかしながら、記載に関する具体的なルールは設けられていなかったため、様々な記載形態が存在した。加藤（2001）は東海興業（1996年10月期）の記載事例の検討の他、特記事項が「追加情報」等に記載されたGC関連事項に言及したものか、直接被監査会社の継続可能性を明言したものか分類している。日本監査研究学会「特記事項と監査問題」研究部会編（2002, 89-125）においては、特記事項の事例を事業の継続性に言及したもの、実質的な経営破綻に関するもの、財政状態・経営成績への重要な影響に言及したものなどの5つに類型化して論じている。

監査基準の改訂等について、町田（2002）は、2002年改訂におけるGCに係る規定導入の背景には、経営破綻が多発していたこととそれに対する監査人の役割への期待や、資本市場のグローバル化とわが国の監査に対する不信感の顕在化があったとしている。また、2002年改訂基準について「企業総体としての複合的なリスクについては、必ずしもGCに係る手続の対象としては扱われていない」と指摘した。林（2002）は、国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB）の設定する国際監査基準（International Standard on Auditing: ISA）570「継続企業」（Going Concern, 以下、「ISA570」という。）及び米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）の定める監査基準書（Statements on Auditing Standard: SAS）AUセクション341「企業の継続企業として存続する能力についての監査人の検討」（The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern, 以下、「AU341」という。現在は公開会社会計監督委員会（Public Company Accounting Oversight Board: PCAOB）の監査基準（Auditing Standards）AS 2415「企業の継続企業として存続する能力の検討」（Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern）と2002年改訂基準を比較し、基本的にISA570と同じ枠組みが採用され、部分的にAU341の規定が準用されているとした。問題点として、GCが適切でないとする判断に関する規定が欠落していること、経営者によるGCの評価等を義務付ける規則等がないことなどを指摘した。

2009年の主な改訂理由は、「国際的な会計・監査のコンバージェンス」（三井2009）とされ

ている。IAASBがISAsの見直しを行い2009年12月15日以降開始事業年度から適用することに合わせ、監査に係る国際基準とわが国の基準の差異を2010年3月までに検討し、「大きな違いがある」GCに係る監査の規定を改めることにしたと説明されている。

わが国のGCに関する制度の制定・改訂は、従来から識別されていた課題を解決するとともに国際的な制度へのコンバージェンスを目的として行われており、制度に関する先行研究によれば、それらについて一定の成果があったとされている。

2.2 わが国の制度の制定・改訂及び米国の制度改訂とその影響に関する先行研究

GC情報の開示あるいは監査報告書の記載による注意喚起が株価の変動等に与えた影響を分析し、GC情報の価値を検討した先行研究としては以下のものがある。

特記事項の情報価値について高田（2001）は、「投資家にとっての情報価値とは、特定の情報が株価形成にとって機能していること」と定義した上で、『週刊ダイヤモンド』の「Zスコア・ワーストランキング」に掲載された会社のうち、GCに係る特記事項が記載された23社の1998年から2000年の決算データを用いて分析を行った。その結果、特記事項の表明に情報価値はなく、GCに係る監査制度の導入の必要性に疑問を呈した。

2002年改訂後のGC情報の価値については、高田ほか（2004）、浦山（2006）、及川・大橋（2010）などが評価している。高田ほか（2004）は、『週刊ダイヤモンド』の「倒産危険度ランキング」ワースト50社に対して分析を行った。2003年3月期にGC注記及び追記がなされたのはそのうち16社であったが、財務困窮の度合いとGC追記には関係があることを示し、財務困窮の状況を既に知る者に対してGC追記の情報価値がないと述べた。また、監査報告書日前後における株価変化率の有意差を検証し、投資家はGC追記に影響されて投資決定を行っているとはいえず、この点からも情報価値がないと論じた。浦山（2006）は2003年3月期から2004年12月期においてGC注記が付されたサンプル企業151社と、同一業種にあるGC注記は付されないが財政状態等に懸念の生じているコントロール企業214社のデータを対象にGC情報の価値について検討した。GC情報が開示された日の残差リターンを従属変数とした重回帰分析を行った結果、GC情報の開示の有無は株価に対してマイナスの影響を及ぼしており情報価値はあるが、その影響は市場が事前に当該情報の開示を予想していた場合にはほとんど見られず、予想に反した開示の場合に大きなマイナス反応となることを示した。及川・大橋（2010）は、2003年3月期から2006年3月期の決算において初めてGC追記が付された金融業を除く企業のうちAltmanのZ値が1.81以下の財務困窮企業97社を対象としてGC情報の価値について検討を行った。分析の結果、財務困窮企業に付されたGC情報は公表時点で既に株価に織り込まれている可能性が高く、投資家にとって事前の期待を裏付ける証拠に過ぎず、投資家の意思決定に有用でない可能性を示す一方、期待外のGC情報については有用である可能性も示した。また、これらの結果の解釈として「二重責任の原則を前提と

する枠組みの中で、GC監査は情報提供機能としての役割を果たしている、と考えることができる。」と述べている。

2009年改訂の影響について林・町田（2013）は、2003年3月から2011年3月までの決算において初めてGC情報が開示された全上場企業及びその後GC情報が開示されなくなった全上場企業を対象として、投資者がGC情報の新規開示と解消にどのように反応するか、並びに当該反応が2009年改訂前後でどのように変化したかを検証している。分析の結果は投資者にとってGC情報の開示及び解消が有用な情報であるとはいえないことを示した。また、GC情報開示が与える株価への異常リターンは2009年改訂後の方が大きいことも明らかにされた。坂根（2023）は、GC情報の開示に対する投資家の反応と当該開示が株主資本コストに及ぼす影響について検証している。分析の結果から、GC情報が開示された企業に対して株主はより高い利益率を求めることがわかったと述べている。

米国のGCに係る監査基準改訂の影響に関する研究は多数存在するが、Carcello et al. (1995) と Raghunandan and Rama (1995) はいずれも SAS59 号「継続企業として存続する企業の能力に関する監査人の検討」(The Auditor's Consideration of An Entity's Ability to Continue As a Going Concern) 公表・適用の前後の期間の監査報告書における GC 情報への言及について分析している。Carcello et al. (1995) は過去 20 年分の GC に関する監査意見の表明状況を対象として分析し、SAS34 号「企業の継続的存続に疑義が生じている場合の監査人の検討」(The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence) の適用後には件数が増加し大きな影響が生じたが、SAS59 号の適用前後で GC 関連の監査意見は増加しておらず影響はないという結論を述べた。しかし Raghunandan and Rama (1995) は SAS59 号の影響は存在するという結論に至った。Carcello and Hermanson (1997) がそれらの結論の相違の理由を確かめた結果、1988 年 4 月に公表された SAS59 号の強制適用は 1989 年 12 月 31 日以降終了年度からとされていたため、公表後強制適用までの事例を分析時に SAS34 号または SAS59 号のどちらに含めたかが分析結果を左右したと結論付けている。

Holder-Webb and Wilkins (2000) は 1975 年から 1996 年の間に破産申請を行ったと特定された 251 社のうち監査報告書を入手できた 217 社を対象に分析を行った。SAS59 号の適用前に破産申請を行った 109 社のうち 41%、SAS59 号の採用後に破産を申請した 108 社のうち 57%、それぞれに対して GC に関する監査意見が表明されていることがわかり、SAS59 号の適用による実務は投資家にとって有用であるという結論に至っている。

2.3 米国の作成者による評価制度導入の影響に関する先行研究

GC は、会計基準の前提が成立しているか否か、企業存続は可能か否かの 2 つの判断と評価を伴うが、林（2005、106-116）は、作成者と監査人の双方が判断・評価することを「GC リスク開示主義」、GC 成立の判断は作成者が行うが企業存続リスクの評価は監査人が行うことを

「GCリスク評価主義」としている。国際基準の枠組みは国際会計基準（International Accounting Standard: IAS）1「財務諸表の表示」（Presentation of Financial Statements）とISA570「継続企業」による「GCリスク開示主義」であるが、わが国にはGCに関して作成者自ら評価することを義務付ける明確な基準は存在しておらず「GCリスク評価主義」であると述べている。

米国も米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）が2014年に会計基準アップデート（Accounting Standards Update：ASU）2014-15を発出するまでは「GCリスク評価主義」であった。その後、FASBはASU2014-15に基づき会計基準（Accounting Standards Codification：ASC）205-40を規定（2016年12月15日以降終了年度から適用）し、作成者に対して事業体の継続能力に重大な疑義があるか否かを自ら評価し、関連する注記開示を行うよう求めた。

ASC205-40が設けられた影響や効果に関する研究のうち、Bakarich and Baranek（2020）は、ASU 2014-15発効（以後、「ASU」とする。）の前後3年間の、破綻していない財務困窮企業の監査報告書を調べ、GCに言及する監査意見が表明される傾向がASU前後で差異があるか検証した。さらに、破綻した企業を対象として、破綻に先んじてGCに言及する監査意見が表明される割合がASU前後で差異があるか検証した。その結果、ASU後は破綻企業に対してGCに言及した監査意見が表明される傾向が大幅に増加するとともに、破綻よりも先にGCに言及した監査意見が表明される割合が多くなったことから、ASUの影響が生じ、監査人の保守的な姿勢が強まり、監査意見がより正確になったとしている。

Visvanathan（2021）は、石油・ガス業界と製薬・バイオテクノロジー業界の企業の事例を対象にASC205-40に基づく開示の決定要因を特定するとともに、当該情報が投資家の破綻予測に役立つか否かを検討した。その結果、ASC205-40に基づく開示は破綻予測に役立つが、情報の性質は業界によって差異があることが明らかになったとされている。GC情報に対して、石油・ガス業界では投資家の否定的な反応を引き起こすが、製薬・バイオテクノロジー業界ではこのような開示は破綻を予測するものではなく、企業が直面している財務上の制約を示すものと捉えられていることが示唆された。

Wang（2022）は、2015年度から2018年度までの財務報告書からGCに重大な疑義が生じているとする記述のある事例を対象として、ASU前後の累積超過リターンの相違について分析した。その結果、市場がGCの重大な疑義に対して否定的に反応するのはASU後のみであることを示した。また、詳細なテキスト分析を行い経営計画に関する記述を抽出・分類することで、作成者が示す特定の種類の経営計画について、ASU後は投資家によってより肯定的に解釈され、市場の否定的な反応が緩和されることがわかったとされている。

米国の作成者評価制度導入に関する先行研究によれば、ASU後は利用者の判断に資するGC情報の開示が進み、監査意見がより正確になったとの結果が示されている。

2.4 本論文の視点

前述のとおり、わが国のGC情報の開示及び監査に関する基準等について多くの先行研究がある。本論文では次のような視点に基づき検討する。第1に、改訂監査基準は改訂前にあった課題にどのように対処したか。第2に、GC情報は監査報告書にどのように記載され、監査人の責任はどのようなものになったのか。第3に、開示書類における記載についてはどのように規定され、作成者の責任はどのようなものになったのか。そして第4に、基準や規程に基づく事例を踏まえ、利用者に提供されるGC情報は価値のあるものか否か。これらの視点から検討を行う。

3. 2002年改訂

3.1 2002年改訂以前の状況と課題

監査基準・準則は1991年に改訂され、監査報告書の記載区分として特記事項が設けられた。これを受けて日本公認会計士協会は、監査基準委員会報告書第2号（中間報告）「特記事項」（日本公認会計士協会1992）を公表し、監査人に対して特記事項の記載対象及び記載例を示した。記載対象は重要な偶発事象、後発事象のうち特に重要な事象に限定されたとした。実務においては監査人の判断によって様々な記載事例が存在することになった。

同時期には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下、「財務諸表等規則」という。）に「追加情報の注記」の規定が設けられた。

第8条の5

特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない。

作成者に事業上のリスクを開示するよう求める規定が設けられたことは、開示制度の改善と考えられるが、追記情報として記載すべき事項としてGCに関する事象等は明記されておらず、作成者の責任は明確にされなかった。

いわゆる「バブル景気」は、戦後初めて経済成長率が3四半期連続してマイナスとなった1992年4～12月を経て崩壊した（経済企画庁1993）。その後2002年1月までに1997年5月、2000年11月を山とする2度の景気循環があったとされる²⁾が、金融機関の不良債権の処理は長期化していた。

このような経済環境下において、企業の破綻懸念が生じた場合に利用者の判断を誤らせないように、作成者は追加情報の注記や重要な後発事象に、監査人は特記事項の記載区分にGC情報を記載する実務が広がった。しかし、GCに関する開示や監査について具体的な記載ルールやガイドラインは示されなかったため、開示される項目、評価・判断の時点や想定する期

間などの記載内容が作成者や監査人の判断に委ねられた。同様と思われる事象又は状況に対して記載内容の違いが生じたり、特記事項が「監査人によるリスク回避手段と化してしまった」³⁾といった指摘があった。

例えば、会社の対応状況の記載を受けて「その進展如何によっては会社の事業の継続性に重要な影響を及ぼす可能性が残されている。」⁴⁾と事業の継続性に直接言及した事例があった。その一方で、会社の対応策の「成否如何によっては今後の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすおそれがある。」⁵⁾と事業の継続性に直接言及せず、財政状態や経営成績に重要な影響を及ぼすと述べるにとどまった事例があった。このような状況を背景として、わが国においても早急にGCに関する開示や監査の規定を整備する必要がある。

3.2 2002年改訂の経緯

1996年11月、当時の橋本龍太郎総理は大蔵大臣及び法務大臣に対して、2001年までにわが国金融市場がニューヨーク、ロンドン並みの国際金融市場として復権することを目標として、金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンに取り組むよう指示した⁶⁾。この改革は、わが国の会計制度・監査制度の信頼性回復を含み、2000年頃までに多くの会計基準が策定された。また、1997年にはタイを震源としてマレーシア、韓国などアジア各国に伝播した「アジア通貨危機」が起きた。わが国でも1997年から1998年にかけて大手金融機関の破綻が相次いだことなどを背景として、退職給付、税効果、金融商品などに関する会計基準の策定が進み、会計基準については世界水準に近付いていた。

しかし、1999年にはいわゆる「Legend Clause問題」が発生した⁷⁾。当時の世界の5大会計事務所ネットワークが日本の提携事務所に対して、英文監査報告書において、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示しているものと認めるという適正意見のみならず、その判断は、わが国の会計及び監査の基準及び実務に基づくものである旨を別途記載するよう求めたのである。間接的にはあるが、実質的には世界の水準に対してわが国の制度と実務が劣るとの注釈を入れよという指示であった。各ネットワークが具体的にどのような指示をしたのかは明らかではないが、このような実務が行われた背景には、日本企業の開示や監査が世界的に信頼を失っていた時期であり、わが国にGCに関する情報の開示及び監査の規則等がなかったことが挙げられる。

その後、金融システム改革指示に基づく監査制度の見直しについては、1997年4月に公認会計士審査会が「会計士監査の充実に向けての提言」⁸⁾を公表したのをはじめとして、同年7月には同審査会の「会計士監査に関するワーキンググループ」が「会計士監査の在り方についての主要な論点」⁹⁾を公表、GCに関する情報の開示及び監査の基準を早急に整備することが必要であるとの意見が多かったことが明らかにされた。2000年6月には企業会計審議会第二部会は「監査基準等の一層の充実に関する論点整理」¹⁰⁾を公表するとともに監査基準改訂

を始め、2002年1月にGCに関する規定を含む改訂監査基準（金融庁2002）を公表し、2003年3月期の財務諸表監査から適用された。

2002年改訂に向けた議論の特徴として、積極的にGC情報を開示して監査すべきとの認識をすべての参加者が持っていたわけではなかったことが挙げられる。そのことを示すものが、1999年7月の「会計士監査の在り方についての主要な論点」にある。「二 主要な論点とその考え方」の「1. 開示及び監査の内容の充実」の（2）本文に示されている。

「一般に、企業の財務諸表は、企業が継続能力を有していることを前提として作成されるが、企業の継続能力に関する情報に関しては、現在の我が国では、特別のルールに基づく開示及び監査は求められていない。この点について、我が国においても、企業の継続能力に関する情報が、一層重要になっており、諸外国の例を踏まえ、その開示及び監査の基準を早急に整備することが必要であるとの意見が多かった。また、企業の継続能力に関する情報の開示というと、企業の破綻か存続かという極端な状況での情報の開示が想定されるようであるが、むしろ、企業経営に関わるような将来のリスクを、早い段階から、監査を経て開示することが重要であるとの意見があった。」

「ただし、企業の継続能力に関する情報開示は、これが企業活動や経済全体に大きな影響を与えかねないことに、十分配慮すべきであり、拙速な対応は問題であるとの意見もあった。」

また、監査基準の改訂審議が行われた企業会計審議会第二部会においても、審議の初回に経済団体連合会経済本部長（当時）の角田博委員が以下のように述べている¹¹⁾。

「それから、（4）番目、ゴーイング・コンサーン監査についてでございますけれども、これは、我が国の監査基準においても、具体的な指針を規定することが国際的にも求められているということはよく理解できるわけでございますけれども、その場合には、以前からよく指摘されておりますように、諸外国で実際に適用された実例をよく分析して行っていただきたいということでございまして、時に、マスコミ等では、センセーショナルに取り上げられる例がございますけれども、世間の理解を深めるようなPRの方法についても、是非同時に考えていただきたいというふうに考えます。」

利用者に対するGC情報の提供という観点からは、作成者及び監査人によって同様の事象や状況に関する判断や開示内容が大きく異なるような実務をなくすため、三者に共通の基盤となる基準等が必要である。しかしながら、前述のとおり前提となるGC情報の取扱いやその価値について認識は一致していなかった。

3.3 2002年改訂基準及び監査手続について

2002年1月25日に企業会計審議会が公表した「監査基準の改訂に関する意見書」による改訂において、GCに関する規定は、監査基準の「第四 報告基準」に「六 継続企業の前提」として追加された。意見書前文にあたる「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂

点とその考え方 6 継続企業の前提について」では、GCに関する規定の導入の背景、GC監査の枠組み、監査の前提となるGCに関わる開示の三点について述べられている。

このうち、「(2) 監査上の判断の枠組み」では、はじめに以下のように記されている。

「継続企業の前提に関わる監査基準のあり方としては、監査人の責任はあくまでも二重責任の原則に裏付けられたものとしている。経営者は、財務諸表の作成に当たって継続企業の前提が成立しているかどうかを判断し、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況について、適切な開示を行わなければならない。」

さらに次のような記述がある。

「監査人による継続企業の前提に関する検討は、経営者による継続企業の前提に関する評価を踏まえて行われるものである。具体的には、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況の有無、合理的な期間（少なくとも決算日から1年間）について経営者が行った評価、当該事象等を解消あるいは大幅に改善させるための経営者の対応及び経営計画について検討する。」

監査基準の改訂に関する意見書ではあるが、金融商品取引法に基づく開示全般を所管する金融庁所管の行政機関が公表する文書において、明確に作成者に求められる事項が明記されている。「(3) 継続企業の前提に関わる開示」においても詳細な開示に関する記述があることから監査基準において、GCに関する監査の前提として、作成者にはGCに関する評価を行う責任があることが示されていると考えられる。

次に、2002年改訂基準について、重要事象等が存在する場合に監査人は作成者に対して一律にGC注記を求め、注記がなされなければ監査人は不適正意見を表明するといった画一的な解釈もあったようであるが、「(2) 監査上の判断の枠組み」では改訂の趣旨を次のように述べている。

「その結果、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象や状況が存在し、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には、その疑義に関わる事項が財務諸表において適切に開示されていれば（他に除外すべき事項がない場合には）無限定適正意見を表明し、それらの開示が適切でなければ除外事項を付した限定付適正意見を表明するか又は不適正意見を表明する。」

ここには「当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合」とある。すなわち、当該事象等の解消や大幅な改善に重要な不確実性が残らず、継続企業の前提に重要な疑義が認められない場合は、基準の趣旨に合致しない。重要事象等が存在しても、「その疑義に係わる事項」以降の監査人の意見表明における対応は必要なく、GC注記の一律の記載は求められていないと解される。

利用者に対するGC情報提供がどこまで行われれば「十分」と言えるか、利用者の判断を誤らせない水準とはどのようなものかは定かではない。一口に「利用者」といっても知識や

経験、さらには経営、会計、監査への理解度に大きな幅がある中で、一律の水準を示すのは困難である。そのような状況において、GCに関する監査人の検討を求めることでひとまず国際基準へのコンバージェンスが完了すれば、必要最低限の制度が整ったと捉えられていたのではなかろうか。結果として、当時の世界4大会計事務所ネットワークが提携事務所に監査報告書への記載を求めているLegend Clause問題は、2004年3月決算期に解消した¹²⁾。

2002年改訂基準が2003年3月期から適用されることに先立ち、監査基準の規定を基礎として日本公認会計士協会は監査実務の指針である監査基準委員会報告書第22号（中間報告）「継続企業の前提に関する監査人の検討」（日本公認会計士協会2002a）を公表した。その中で監査人の責任を次のように規定している。

7. 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。

このため、監査人は、経営者が実施した合理的な期間にわたる継続企業の前提に関する評価について、その期間のうち少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間を対象期間として検討するとともに、財務諸表の表示を検討する責任を有しているが、企業の存続そのものについて保証を与える責任は有していない。

あくまでも、監査人の責任は「継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討すること」にあるとしている。

監査人は自らの責任を果たすため、作成者の評価や判断をただ待つだけではなく、次のような監査手続を実施する。重要事象等の有無に関する分析的手続、後発事象の有無と開示内容の検討、社債・借入金等に係る契約条項への準拠性の検討、株主総会や取締役会等の重要会議の議事録の閲覧、顧問弁護士等への照会、財務的支援を行っている親会社等に対する照会などの手続を実施してGCに関する事象又は状況の有無を識別する。また、「経営者の評価の検討」として、そもそも作成者が重要事象等の有無を適切に識別しているか、重要事象等が存在する場合にそれらを解消あるいは大幅に改善させると考えられる経営計画等を作成しているかについても、監査人に検討・判断が求められている。

したがって、GCに基づき財務諸表を作成することの適否を監査人が判断するためには、作成者と同様の作業や手続が必要となる。仮に作成者のGCに関する事象や状況の識別、評価等が不十分であれば、監査人がその不足を補わざるを得なくなる可能性が生じる。しかし、監査人が作成者と同様の情報を入手することは困難であり、監査人としての業務に専念することが難しくなる。結果として開示も監査も十分ではなく、利用者の判断を誤らせないために必要なGC情報が提供されないということも考えられる。

なお、監査基準「六 継続企業の前提 4」では「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。」とあるが、その際に、財務諸表をど

のような規準に基づいて作成すれば良いのかという課題は残った。例えば破産の申立てを行っており経営者が既に事業継続の意思を持っていない場合、どれだけ作成者が誠実に会計記録を行いGCに基づき財務諸表を作成しても、監査意見は不適正意見になる。破綻の懸念が高まる企業については、投資家や債権者にとって財務情報の必要性がより高くなると考えられるが、そうした場面において会計監査が一定の役割を果たせなくなってしまうおそれがある。GCがない場合の会計基準がないため、監査人は不適正意見を表明するほかないと解されるが、無責任な対応と捉えられるおそれがあるという課題が残っている。

3.4 2002年改訂基準に基づく開示の規程等と実務

2002年改訂基準の設定前文においては、監査の前提として、経営者による適切な開示がなされる必要がある旨述べられていた。これを受けて、金融庁は財務諸表等規則においてGCに関する注記に係る規定を設けた。

第8条の14

貸借対照表日において、債務超過等財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業」という。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 三 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 四 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か

規則において明確に財務諸表等における記載箇所と記載事項が定められ、2002年改訂前のGC情報の開示に関する課題は解決したと考えられる。

加えて、日本公認会計士協会は開示に関する指針として監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関わる開示について」（日本公認会計士協会2002b）を公表した。これは監査実務上、作成者と監査人が重要事象等の認識において相違が生じ、混乱が生じることを防ぐべく定められたものである。特に「4. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」においていわゆる重要事象等を例示列举し、少なくともこれらの項目についての認識の相違を減らすことが期待されたのである。

2002年改正基準の適用初年度である2003年3月期の監査業務について、公認会計士の友永道子氏は林（2003）の実態調査も踏まえ、追加情報の注記と特記事項の区分を用いた実務では対応しきれなかった問題は解決したとの認識を示している¹³⁾。また、初年度の開示と監査が混乱なく行うことができた理由について、開示に関する基準が明確化されたことが要因であると述べている¹⁴⁾。

基準・規則等の規範性の観点から、日本公認会計士協会（2002b）は監査人の業務を規定するものであり、作成者の業務を規定するものではない。しかし、新制度の導入に当たって、作成者と監査人の制度趣旨に対する認識に重要な齟齬があれば業務が滞ることは当初から想定できていたことであった。そのため、作成者側から見た利用者に対するGC情報提供プロセスに関する指針が必要であり、本来それを作成すべき主体は作成者であるはずだが、そのことは規則等において明示されなかったことから、日本公認会計士協会が作成したものと思われる。結果として、友永氏の発言のとおり実務に大きな混乱は生じなかったことから、作成者側も監査委員会報告第74号を最大限尊重して実務が行われたと考えられる。

4. 2009年改訂

4.1 2002年基準にあった課題と2009年改訂の背景

わが国の景気は、2002年基準が公表された2002年1月を谷として、第14次循環が始まり2008年2月にピークを迎える。しかし、その後2009年3月の谷まで一気に景気は後退し、2008年になってGC注記の件数が大幅に増加した。それまで重要な問題として顕在化しなかった2002年基準の運用上の課題が浮き彫りになった。2002年基準について、監査人の中に一定の事象や状況が存在すれば直ちにGCに関する注記及び追記情報の記載が求められていると理解する者があり、当該一定の事象又は状況の存在により画一的に注記を行うことを作成者に求める実務が見られるという問題であった（金融庁2009）。例えば監査基準（2005年改訂）の「第三 実施基準 三 監査の実施」における以下の規定が画一的な実務を生じさせたと考えられる。

「7 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。」

2002年基準の趣旨が「一定事実の存在により画一的に注記を行うことではない」ことは3.3に述べたとおりであり、2002年改訂意見書（金融庁2002）に「重要な不確実性が残るため、継続企業の前提に重要な疑義が認められる場合には」と重要な不確実性の存在が前提条件であることが既に記載されていた。また、詳細な改善計画が示されないことを理由として監査手続が実施できず意見不表明とする事例が見られたことについても、2002年改訂意見書では「合理的な経営計画等」としか述べておらず、一年以内返済予定の借入金について借換の確約を求めるといったものではなかった。あくまでも「合理性」すなわち「その対応策や計画の実行可能性が確保され、その結果として重要事象等が解消、あるいは大幅に改善すると見込まれるか否か」という点が評価の要点だった。

しかしそれらの趣旨は、監査基準本文において規定されていなかったことから、前述のよ

うな実務に繋がったと考えられる。また、2002年改訂基準が国際基準や米国基準と相違していることも画一的な実務の原因と考えられた。そこで、2009年改訂は審議開始から終了まで17日間という極めて短期間に行われた。この背景を知る手掛かりとして、経済産業省（当時）の平塚敦之氏の発言がある。

「2009年の3月期決算では、特に電機メーカー、あとは素材メーカーを中心に非常に決算の数字が悪かった……（中略）……具体的な、銀行から借り入れる借入金の財務制限条項に抵触するような企業が非常にたくさん出てきたり、繰延税金資産の取り崩しに伴って、自己資本が過小資本になってしまった。ある企業の例ですが、外資が第三者割当増資を迫って、結果、乗っ取られるリスクがあった。これは相当大きな電機メーカーですが、……（中略）……幸い、隣にいらっしゃる三井課長とも共同させて頂いて、ゴーイングコンサーンの注記の書き方等の手当をしながら乗り切ってきているわけです」（八田他 2011, 14-15）
「相当大きな電機メーカー」の個別名称は明らかではないが、同社の問題はわが国の産業や経済に重大な影響を与えるとして極めて異例の対応がなされたと解されるのである。

4.2 2009年改訂基準及び監査手続について

2009年改訂基準（金融庁 2009）は2009年4月9日に公表され、公表日から遡って2009年3月決算会社から適用された。

2009年改訂においては、監査基準は重要事象等の存在に加えて「GCに関する重要な不確実性の有無」を注記の判断とすることになり、国際基準や米国基準との大きな相違点は解消した。具体的には、2009年改訂では、2002年基準にはなかった「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき」¹⁵⁾ という判断のステップが設けられた。これによって、事象又は状況が存在していても、GCに重要な不確実性が認められなければ注記は不要ということが明記された。2009年改訂基準の「第三 実施基準 三 監査の実施」では次のように規定された。

8 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。

この改訂により、わが国のGCに関する規定は、少なくとも監査基準に関する限り、国際基準へのコンバージェンスがなされ、同等の内容をもつものになったといえる。ルールの違いを理由とした日本企業のGC情報の開示に関する不利益はなくなったと解される。

2009年改訂を受けて、日本公認会計士協会は監査実務の指針である監査基準委員会報告書

第22号を改正・適用した。そのうち「7 監査人の責任」においては、「監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを判断する」と規定され、監査人にも重要事象等の有無の判断と、GCに関する重要な不確実性の有無の判断の2つが求められていることが明示された。その結果、2009年改訂前に認識されていた主な課題は解消したものと考えられる。

4.3 2009年改訂基準に基づく開示の規程と実務

作成者のGC情報開示に関する規定については、2009年改訂を受けて財務諸表等規則及び企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という。）が改正された。そのうち、開示府令に以下の規定が設けられた。

第二号様式

(33) 事業等のリスク

- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(36)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容をわかりやすく記載すること。

(36) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

- b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

この開示府令の規定は、GCに関する重要な不確実性が認められるか否かにかかわらず、重要事象等の記載を求めるものであり、GC注記の範囲見直しによりGC情報の提供能力が低下するとの懸念を払拭するための制度的な対応であったと考える。

東京商工リサーチ（2024）によれば、3月決算会社に係るGC注記の記載会社は、2007年3月期決算の79社から2008年3月期に103社と増加したが、2009年3月期には85社に減少した。一方、3月決算会社に係る重要事象等の記載会社は2009年3月期に60社、2010年3月期に72社あり、GC注記との合計は145社、131社と高い水準が続いていた。これらの推移から、GCに疑義を生じさせるような事象又は状況は当該期間の景気後退に伴って増加していたことがわかる。ただし、それらがGCに関して重要な不確実性を生じさせるものではないと判断した事例が全体の半数程度あり、国際基準や米国基準を適用すればGC注記及び追記が必要のない会社ということになる。

一方で、景気後退局面であるにもかかわらずGC注記の件数が減少しており、利用者に対するリスク情報の提供が後退したのではないかとの見方がなされる可能性がある。しかしなが

ら、GCに関する重要な不確実性の有無にかかわらず重要事象等が記載されることになったことから、GC注記の記載との合計社数のとおり、全体としての利用者に対するGC情報の提供件数は単に減少しているとはいえない。それどころか、重要事象等の存在、重要な不確実性の存在という2つの判断を介することで、3段階の開示がなされることになり、よりきめ細かい情報提供がなされるようになったともいえるが、利用者に提供されるGC情報の「質」に変化があったのか否かについては、別途検討が必要であろう。

また、GC注記の件数が減少したことから、監査人が判断を求められる場面が減少し、責任が軽減したとの見方もあるかもしれない。確かにGC注記の件数は減少したが、監査人としては「重要事象等の有無」だけでなく「GCに関する重要な不確実性の有無」の判断も行うことになったため、2009年改訂が監査人の責任範囲を狭めるものではないと思われる。なお、その後2022年3月期決算からは「その他の記載内容」に係る監査手続（日本公認会計士協会2023）が導入されており、現在では重要事象等の記載内容の整合性についても明確に監査人の責任範囲に含まれているのである。

5. おわりに

本論文では、GC情報の開示及び監査についての基準・規則等の設定が設定前に認識されていた課題にどのように対処したか、GC情報について作成者はいかなる開示責任を負うことになったか、監査人はいかなる手続を実施して責任を果たす必要が生じたのかを検討した。

2002年改訂前に認識されていた主な課題として、GC情報の開示や監査の制度が未整備であるため、開示内容や監査報告書における記載が作成者及び監査人の判断によって異なり、比較可能性が十分でなかったことが挙げられる。一方、監査と企業の存続可能性を結び付け監査報告書の役割を過剰に捉える報道¹⁶⁾もあり、監査人は、当時の監査基準・準則の解釈の幅を拡げ、GC情報を補足的説明事項や特記事項の枠組みを用いて監査報告書に記載した事例もあった。しかし、その実務は様々であり利用者への適切な情報提供の枠組みではなかった。そのような課題を踏まえ、GC情報の開示や監査に係るルール整備の必要性が認識されるようになったのである。

2002年改訂でわが国において初めて設けられたGC情報に関する監査の制度は、監査人が行うべき手続と監査報告書における記載を定め、制度設定前にあった付記事項、補足的説明事項、特記事項といった監査報告書上の記載区分を利用した情報提供の混乱を收拾した。続いて、2009年改訂において「GCに関する重要な不確実性の有無」の判断が加わった後はISA570と同様の規定内容となり、国際基準と同様の内容をもつものになったといえる。日本公認会計士協会の監査基準報告書570「継続企業」（日本公認会計士協会2024）はISA570を踏まえてわが国の他の制度に合致したものとなっており、グローバル・ネットワークに加盟

する大手監査法人がネットワークの監査マニュアル等に準拠して業務を行っている現状も含め、わが国のGCに関する監査実務は国際水準と比較して遜色ないものといえる。

開示制度は、2009年改訂にあわせた開示府令の改正を経て、GCに関する重要な不確実性が存在しないと判断した重要事象等についても財務諸表外ではあるものの、有価証券報告書における記述情報としての開示が求められており、世界的に見て先進的とも捉えられる。それによって、2009年改訂によるGC情報の開示不足も回避されているとする判断もある¹⁷⁾。

以上のことから、GC情報の開示及び監査における課題の解決という観点からすると、監査について制度・実務両面で国際的な水準に近似し、開示についても一定の水準に至っていることがわかった。それらをもって利用者への情報提供は十分であるとは言えないが、少なくとも他国と比較して大きく遅れをとったものではないといえよう。

ただし、監査の前提となる開示、さらにその前提となる作成者によるGCに関する評価・検討・判断に関する具体的なルールは、依然としてわが国には存在しない。この点については、わが国は国際的な制度の枠組み及び実務からは取り残されている。

国際基準においては、ISA570に対応する形でIAS1号が作成者に対してGCに基づき財務諸表を作成することの適格性を評価することを求められている。米国基準においては、1988年のSAS59号の制定以降長い期間にわたって作成者に対するルールは設けられなかったが、2008年に生じたりーマン・ショックを契機に議論が開始され、FASBは2014年にASU2014-15を公表し、作成者にGCに基づき財務諸表を作成することの適格性の評価を義務付けることとした。これは単に作成者の果たす責任の範囲を明確にするだけでなく、監査人の責任範囲の際限のない拡張を防ぎ、利用者に一層適切なGC情報を提供するためのものでもある。米国でASU2014-15が公表された際には「Accounting Guidance Shifts Responsibilities to Management」(会計ガイドラインによって、責任が経営者に移行する)とされており(Booker and Booker 2016)、従来の作成者と監査人の責任区分に変動があったことが指摘されている。これは、「企業の状況をもっともよく知っているのは経営者であるため、多くの株主が経営者に企業の将来の存続可能性を評価するよう求めている」ことを反映したものでもある(Edmonds et al. 2016)。

わが国の監査基準においても、当初から作成者の評価・判断を前提とした監査の実施の枠組みが採用されており、作成者と監査人が適切な責任を果たすことによって、利用者が求める適切な情報を提供することができると考えられる。そのためには、わが国においてもASU2-14-15、ASC205-40などと同様の枠組みが必要であろう。企業会計基準委員会は2024年6月、「継続企業及び後発事象に関する調査研究」(企業会計基準委員会2024)を公表したが、具体的な基準策定の目途は示されていない。国際基準や米国基準から取り残されることのないよう、今後の積極的な検討と速やかな基準の策定が期待される。

そうした基準設定の動向も含め、引き続き、GC情報の開示及び監査の制度の整備、並びに作成者及び監査人の実務について検討を続けていくこととしたい。

注

- 1) 森實教授 (1989, 2-3) は次のように述べている。

「現代会計は、期間損益計算を主要目的とするので、ゴーイング・コンサーンを基本的前提にしている。すなわち、会計においては、一般に、企業が活動を継続し、無限に存続することが仮定されている。したがって、もしも、このような前提が否定されるような場合には、資産の取得原価による評価、組織的な減価償却、繰延資産および引当金の計上などをはじめとする多くの現代の会計基準は適用できない。しかし、企業は、絶対的に確実な存在ではなく、倒産することもあり、その場合には全く異なる基準にもとづいて会計を行わなければならない。」

本稿執筆時点においても清算価値により財務諸表を作成する包括的な基準はない。

- 2) 内閣府の経済社会総合研究所による景気基準日付によれば、バブル景気は「第11循環」に該当し、1986年11月から1991年2月をピークとして1993年10月に終了している。(https://www.esri.cao.go.jp/stat/di/hiduke.html 2025年1月4日閲覧)

第12循環が1999年1月まで、第13循環が2002年1月までとされているが、不良債権問題などの「バブルのツケ」が残り、株価や土地価格の回復などは緩やかであり、景気回復の実感に乏しい時期が続いていた。

- 3) 蟹江章教授 (日本監査研究学会「特記事項と監査問題」研究部会 2002, 第6章『特記事項とマスコミ報道』, 148) は次のように述べている。

「監査人による情報提供機能を具現化するものと期待された特記事項が、被監査企業が経営破綻した場合に備えた、監査人によるリスク回避手段と化してしまったといわざるを得ないのである。」

- 4) 日本レース (現、エコナックホールディングス) の第121期 (2001年3月期) 有価証券報告書にある監査報告書から抜粋

- 5) 関西汽船の第89期 (2000年12月期) 有価証券報告書にある監査報告書から抜粋

- 6) 金融システム改革 (日本版ビッグバンとは) については、https://www.fsa.go.jp/p_mof/big-bang/bb1.htm (2025年1月4日閲覧)。

「本改革の実現に当たり、金融機関の不良債権問題の速やかな処理を促進するとともに、我が国金融システムの安定性確保とこれに対する内外からの信頼確保に万全を期することとする。」

また「信頼できる公正・透明な取引の枠組み・ルールの整備」の1項目として「連結財務諸表制度の見直し」が挙げられていた。

- 7) 日本銀行 (2009) の中で、金融庁 (当時) の三井秀範氏は以下のように述べている。

「1998年、当時の大蔵省銀行局が、銀行の経理基準を見直し、低価法が義務付けられていた金融機関の保有する上場有価証券について、原価法を使用可能としたことが契機となって我が国の会計基準が国際的な基準と異なるものであるとのパーセプションが広がり、我が国会計基準に対する国際的な信頼性を失わせる事態を招き、いわゆる『レジェンド問題』に発展した経緯がある。」

- 8) 公認会計士審査会 (1997) (https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kounin/tosin/1a1001f0.htm 2025年1月4日閲覧)。具体的には10の具体的な施策等のうち「(7) 監査報告書の情報提供の拡充」としてGCに言及している。

- 9) 大蔵省 (1999) (https://www.fsa.go.jp/cpaaob/kako/kounin/tosin/1a1002.htm 2025年1月4日閲覧)。「はじめに」で「最近、経営が破綻した企業の中には、直前の決算において公認会計士の適正意見が付されていたにもかかわらず、破綻後には大幅な債務超過となっているとされているものや、破綻に至るまで経営者が不正を行っていたとされているものもあることから、なぜ、公認会計士監査でこ

れらを把握することができなかったのか、公認会計士監査は果たして有効に機能していたのか等、厳しい指摘や批判もある。」として、GCに関する対応が必要であることを明示している。

- 10) 大蔵省 (2000) (https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/top.htm 2024 年 12 月 22 日閲覧)
- 11) 金融庁 (2000) (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/dai2/f-20000921_2.html 2024 年 12 月 22 日閲覧)
- 12) 2004 年 6 月の企業会計審議会において、日本公認会計士協会からの説明がなされており、説明資料の中で「問題解消」との認識が示されている (企業会計審議会 2004)。
- 13) 「この結果を拝見いたしますと、特記事項では対応しきれなかった問題が、やはり解決できたのかなと思います。…… (中略) …… 枠組みと実務の齟齬については一応の解決を見て、より具体的な事象または状況の説明と、会社が行うべき対応、経営計画等が具体的に示されたということで、情報開示が促進された意義は大きいと思っております。」 (山浦・友永 2003, 19)
- 14) 「監査基準の審議の過程でも、開示基準がまずあるべきだということで、監査基準の中でも開示基準を前提に対応しようということでやっておりましたので、結果的には協会で作成することになりましたが、監査委員会報告第 74 号と監査基準委員会報告書第 22 号を明確に区分して、開示に関する基準は開示に関する基準、そこで明確に作成者側の基準を示したうえで、監査人の対応に関する指針をつくっております。そうした意味でこの開示に関する基準が明確化されたということが、非常に大きく今回の実務を混乱なく行えたということの原因だろうと思っております。」 (山浦・友永 2003, 20)
- 15) 金融庁 (2009) 前文「二 1 継続企業の前提に関する監査の実施手続」
- 16) 日本経済新聞 (1992) 11 月 12 日朝刊「訴訟・火災などの『特記事項』監査報告書に記載」
- 17) 那須 (2023, 54)

参考文献

- 浦山剛史. 2006. 「ゴーイング・コンサーン問題の開示と株価反応」『會計』169(3): 467-476.
- 及川拓也・大橋良生. 2010. 「ゴーイング・コンサーン情報に対する市場の反応とゴーイング・コンサーン監査の役割」『研究年報 経済学』(東北大学経済学会) 71(1・2): 13-28.
- 加藤達彦. 2001. 「企業のゴーイング・コンサーンに関する特記事項の記載モデル」『奈良県立大学研究季報』12(1): 21-33.
- 企業会計基準委員会. 2024. 「Ⅱ. 継続企業に関する調査研究」『継続企業及び後発事象に関する調査研究』: 1-20.
- 企業会計審議会. 2004. 「第 10 回企画調整部会 資料 2 2004 年 3 月決算期におけるいわゆるレジェンド問題について (日本公認会計士協会)」. (https://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/singi/f-20040617_sir/04.pdf 2024 年 12 月 17 日閲覧)
- 金融庁. 2002. 「平成14年1月25日 企業会計審議会 企業会計審議会第二部会の意見書の公表について」.
- 金融庁. 2009. 「平成 21 年 4 月 10 日 企業会計審議会の意見書の公表について」.
- 経済企画庁. 1993. 「平成 5 年 年次経済報告 バブルの教訓と新たな発展への課題」. (<https://www5.cao.go.jp/keizai3/keizaiwp/wp-je93/wp-je93-00101.html> 2024 年 12 月 17 日閲覧)
- 坂根純輝. 2023. 「継続企業の前提についての監査と資本コスト」『九州経済学会年報』61: 35-41.
- 高田敏文. 2001. 「企業継続能力特記事項の情報価値」『現代監査』2: 63-71.
- 高田敏文・井上普就・及川拓也. 2004. 「市場経済社会における監査の機能について (5) ゴーイング・コンサーン監査情報の情報価値」『監査研究』30(3): 65-70.

- 東京商工リサーチ. 2024. 「『GC注記』、『重要事象』記載の上場企業は75社 脱コロナ禍が鮮明となるも、不振企業の定着化続く」. (https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198612_1527.html 2024 年 12 月 17 日 閲覧)
- 那須伸裕. 2023. 「継続企業の前提に係る監査基準の相違による監査判断の異同」『プロフェッショナル会計学研究年報』16: 39-57.
- 日本銀行. 2009. 「金融高度化セミナー『会計制度に関する国際的な議論と今後の課題』質疑応答セッションの模様」.
- 日本監査研究学会「特記事項と監査問題」研究部会編. 2002. 『監査問題と特記事項』. 中央経済社.
- 日本公認会計士協会. 1992. 「監査基準委員会報告書第2号（中間報告）『特記事項』」.
- 日本公認会計士協会. 2002a. 「監査基準委員会報告書第22号（中間報告）『継続企業前提に関する監査人の検討』」.
- 日本公認会計士協会. 2002b. 「監査委員会報告第74号『継続企業の前提に関わる開示について』」.
- 日本公認会計士協会. 2023. 「監査基準報告書720『その他の記載内容に関連する監査人の責任』」.
- 日本公認会計士協会. 2024. 「監査基準報告書570『継続企業』」.
- 八田進二他. 2011. 「IFRSへの対応と日本の会計戦略」『会計プロフェッション』（青山学院大学大学院会計プロフェッション研究学会）6: 7-45.
- 林隆敏. 2002. 「わが国監査基準の新展開 - ゴーイング・コンサーン問題への対応」『商学論究』（関西学院大学商学研究会）50(1・2): 201-220.
- 林隆敏. 2003. 「継続企業の前提に関する注記および追記情報の分析 - 平成15年3月期決算」『企業会計』55(10): 34-46.
- 林隆敏. 2005. 『継続企業監査論』. 中央経済社.
- 林隆敏・町田祥弘. 2013. 「日本市場におけるゴーイング・コンサーン情報への投資者の反応」『税経通信』68(4): 153-167.
- 平松一夫. 2001. 「継続企業」（森田哲彌・岡本清・中村忠編. 2001. 『会計学大辞典（第四版）』. 中央経済社）.
- 町田祥弘. 2002. 「ゴーイング・コンサーン情報の監査 新監査基準の最重要課題、そして新たな段階へ」『経理情報』978: 15-18.
- 三井秀範. 2009. 「インタビュー『継続企業の前提に関する注記に係る制度改正と実務上の対応』」『企業会計』61(6): 80-84.
- 森實. 1989. 「社会的期待とゴーイング・コンサーン監査」『會計』136(3): 1-14.
- 山浦久司・友永道子. 2003. 「対談 ゴーイング・コンサーン開示への企業・監査人の対応」『企業会計』55(10): 18-33.
- AICPA. 1981. Statement on Auditing Standards No.34, The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence.
- AICPA. 1988. Statement on Auditing Standards No.59, The Auditor's Consideration of Entity's Ability to Continue as a Going Concern.
- Bakarich, Kathleen, and Devon Baranek. 2020. Evidence on going concern reporting before and after ASU 2014-15. *Accounting Research Journal*. 33(6): 757-772.
- Booker, Kayla D., and Quinton Booker. 2016. Changes to Going Concern Disclosures. *CPA Journal*. 86(2): 42-45.
- Carcello, Joseph V., Dana R. Hermanson, and H Fenwick Huss. 1995. Temporal Changes in Bankruptcy-Related Reporting. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*. 14(2): 133-143.

- Carcello, Joseph V., and Dana R. Hermanson. 1997. The Effect of SAS No. 59 How Treatment of the Transition Period Influences Results. *Auditing : A Journal of Practice & Theory*. 16(1) : 114–123.
- Edmonds, Jennifer, Ryan Leece, and James Penner. 2016. The Going Concern Gap in U.S. GAAP. *CPA Journal*. 86(2) : 46–49.
- Financial Accounting Standards Board (FASB). 2014. *Presentation of Financial Statements — Going Concern (Subtopic 205–40) : Disclosure of Uncertainties about an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*. Accounting Standards Update (ASU) 2014–15.
- Holber-Webb, L.M. and M.S. Wilkins. 2000. The Incremental Information Content of SAS No.59 Going-Concern Opinions. *Journal of Accounting Research*. 38(1) : 209–219.
- Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB). 1989. Auditing Standard (AS) 2415 : Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern. (<https://pcaobus.org/oversight/standards/auditing-standards/details/AS2415> 2024 年 12 月 16 日閲覧)
- Raghunandan, K., and D. V. Rama. 1995. Audit reports for companies in financial distress : Before and after SAS No. 59. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*. 14 : 50–63.
- Visvanathan, Gnanakumar. 2021. The Information Content of Management Disclosures on Going Concern : An Industry Level Analysis of Bankruptcy Prediction and Investor Reaction. *Journal of Managerial Issues*. 33(4) : 396–419.
- Wang, Jingjing. 2022. Management Going Concern Disclosure, Mitigation Plan, and Failure Prediction — Implications from ASU 2014–15. *The Accounting Review*. 97(4) : 417–446.

(なす のぶひろ・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科博士後期課程)